

# 新居浜市定員適正化計画

(平成21年度～22年度)

平成20年5月

新 居 浜 市

## 1 定員管理の現況

定員適正化計画については、毎年度、事務量調査等を行い適正な人員配置に努めてきた。この間、業務の委託化、OA化の推進、スクラップアンドビルドの徹底等により、増大する行政需要、市民要望等に対応してきた。一方、財政的には、国の三位一体の改革の影響や災害対応によって厳しい財政状況であり、現在、平成15年度から10か年戦略プランを立て、行政経営改革に取り組んできている。

このような状況に加えて、総務省が、地方公共団体における行政改革の推進のための新たな指針（新地方行革指針）を策定した。新指針は、地方公務員の定員削減や給与の適正化など9項目において、平成17年度から5年間の集中改革プランの計画策定と公表について示されている。特に、定員管理の適正化計画は、退職者数と採用者数の見込みを明示し、5年後の明確な数値目標を掲げることとし、5年間で総定員の純減4.6%を上回る数字を目指すことが求められている。

## 2 職員数の推移

平成13年度からの職員数の推移を見ると、平成13年度までは減少傾向であったが、平成15年度に別子山村との合併等により一時的に増加した。その後、新規職員採用を抑制した結果、平成20年度は平成13年度の職員数より少なくなる計画となっている。この間、介護保険制度の導入、区画整理事業、後期高齢者医療事務の広域化、特定検診事務等、多くの新規事業に取り組んできており、施設や業務の委託、OA化の推進等により職員数の増加の抑制に努めてきている。

### ◇年度別職員数の推移

	13年度	14年度	15年度	16年度	17年度	18年度	19年度	20年度
職員数	934	938	964	963	965	953	947	927
前年比	△11	4	26	△1	2	△12	△6	△20

## 3 定員モデルとの比較

平成19年4月1日における定員モデルと本市の一般行政部門の職員数を比較すると、定員モデルより職員数が22人下回っていることになる。なお、平成12年度からの定員モデルと本市の職員数については、次表のとおりであり、全て定員モデルを下回った職員数となっている。

※ 定員モデルとは、総務省が、各地方公共団体の職員数に関係がある行政需要に関連する指標（人口、世帯数、面積など）をもとに、その団体の定員管理の基準となる職員数（試算値）を算定したものである。

なお、平成19年度からについては、定員モデル算定方法等の見直しを行っている。

◇定員モデルと職員数の推移

	12年度	13年度	14年度	15年度	16年度	17年度	18年度	19年度
定員モデル	619			617				
対象者	610	602	597	605	607	609	596	595
差	△ 9	△17	△22	△12	△10	△ 8	△21	△22

4 財政指数上の比較

平成18年度の普通会計における人件費は約73億円余りとなっており、歳出総額の17.4%を占めている。

人件費は、平成11年度から比較すると給与の引き下げ等により減少しているが、経常収支比率は81.8%と上昇傾向にあり、義務的経費の増加による政策的経費への影響が懸念される。

◇財政指数と職員数の推移

【決算統計より】

	13年度	14年度	15年度	16年度	17年度	18年度
人件費	7,712,056	7,417,968	7,491,884	7,464,586	7,521,148	7,362,318
構成比	16.1	17.2	17.4	15.7	16.4	17.4
経常比	74.9	77.7	75.6	81.9	79.9	81.8
職員数	934	938	964	963	965	953

※1 構成比＝歳出総額に占める人件費割合 (単位：千円、%、人)

2 経常比＝経常収支比率

5 類似団体との比較

平成19年度での類似団体との比較では、一般行政部門において、類似団体の平均617人に対して本市は605人となっており12人少なくなっている。

※ 類似団体とは人口と産業構造を基準にして類似した団体のことである

6 定員適正化の基本方針について

本市の職員数は、従来からの定数不拡大方針を基本に職員数を抑制してきており、この間、新たな行政需要等に対してはOA化の推進、事務事業の見直し等により職員数を増加することなく対応してきた。その結果、県内の自治体や全国の類似団体と比較しても本市の職員数は少なく、適正な職員数と判断される。

しかしながら、第4次新居浜市長期総合計画後期戦略プランの着実な実施、少子高齢化の進展、市民サービスの向上等、財政運営の安定化を図る必要があり、更なる適正な定員管理に努めなければならない。

また、団塊の世代の大量の退職を控えており、満額年金の支給開始年齢が65歳へと引き上げられることに伴い、再任用者の増加が予想され、中長期的な見地による職員採

用計画が必要となってくる。

これらの点を踏まえ、平成17年度から平成22年度までの間において、5%の定員削減・49人以上の職員減員を図るものとする。

## 7 定員適正化計画について

### (1) 計画期間

平成21年度から平成22年度までとする。

### (2) 目標職員数

910人（平成22年4月1日時点）

※平成18年度対前年比 △12人

平成19年度対前年比 △6人

平成20年度対前年比 △20人

平成21年度から平成22年度 △17人

（注）55人、5.7%の定員削減見込

### (3) 定員適正化の基本方針

事業の終了による定員の減、退職者の不補充、あるいは事務事業の見直しやOA化の推進、指定管理者制度の導入などにより、定員の削減に努める。

#### ① 事業のスクラップ等

事業が終了するものについては、原則として職員を配置しない。

#### ② 退職者の不補充

退職者のうち、減員できる職種あるいは臨時職員・非常勤職員での対応が可能な職種については不補充とする。平成21年度まで、保育士、幼稚園教諭、栄養士、運転士、調理員の6種の職種については退職した場合でも採用は行わない。

しかし、退職者が再任用職員を希望した場合、定数内職員として取り扱われ、実質的には減員とならない。上記の6種の職種については、勤務経歴、また再雇用の場合はポストが限られている点等から判断すると再任用職員に該当する可能性が強いが、現時点での本人の意向調査に基づくと、6人の減員と予測される。

※1 平成21年度退職予定者までは定年退職後の就職希望調査をしている。

2 勸奨退職者及び普通退職者についても原則として不補充とするが、調理員については、教育委員会と協議を行う。

③ 事務事業の見直し、施設等の委託

事務事業については市民ニーズの検討や事業内容の見直しを行い、事業の縮小や廃止について検討するとともに、継続事業についてはアウトソーシングの適否についても検討する。また、各施設については、指定管理者制度の導入を積極的に推進するものとする。

④ 職員の能力開発、OA化の推進等

新基幹システムの導入や庁内LANの整備、パソコンの個人貸与などにより、OA化を推進してきているが、今後も積極的に推進し、事務の効率化や軽減を図る。また、「新居浜市人材育成基本方針」に基づき、職員の人材育成と能力開発に努め、事務処理能率の向上に努める。

⑤ 消防職員の採用について

消防職員については、3部体制への移行に伴い、段階的に職員数を増員させていく計画であったが、平成22年度までの採用計画については退職者の補充のみとし、122人（消防長除く）体制を原則として堅持するものとする。

⑥ 必要削減人員

平成21年度から平成22年度までの間に増員が予想される事業は、現在のところはない（消防を除く）状況である。したがって、事務のスクラップ、事務量減等、定員減等、退職者不補充により、平成21年度は15人、平成22年度は2人、計17人の減に対して、新規の事務事業による増は0人（消防を除く）である。集中改革プランによる職員削減目標に対して6人を超える削減数にはなるが、さらに、事務事業の見直し、指定管理者制度の導入などにより削減できる可能性を検討する。

⑦ 職員採用

職員の採用については、原則として、翌年度の定員数を基本に退職予定者数、再任用予定者数、主要な業務量の増減を考慮して採用人員を決定するものとする。

(4) 過去の実績

① 平成17年度から平成18年度

(ア) 減員

減員理由	担当課（退職不補充欄は職種）	人員
事業のスクラップ	市民課（戸籍電算化終了）	1人
	計	1人
事務量減	区画整理課	1人
	港務局	2人
	総務料金課	1人
	計	4人
定員減等	資産税課	1人
	市民課	1人
	下水道建設課	1人
	道路課	1人
	工務課	1人
	土地開発公社用地課	1人
	計	6人
その他（人事課付、消防職員の年齢構成是正等）		3人
退職不補充	保育士	3人
	計	3人
減員合計		17人

※ 定員減等には、事務量査定による減も含む

(イ) 増員

増員理由	事業	担当課	人員
事業のビルド	地域包括支援センター	介護福祉課	3人
	最終処分場建設事業	ごみ減量課	1人
	地籍調査	用地課	1人
	計		5人

(ウ) 差引人員

減員17人 + 増員5人 = 減員12人

② 平成18年度から平成19年度

(ア) 減員

減員理由	担当課（退職不補充欄は職種）	人員
事業のスクラップ	資産税課（新電算システム導入終了）	1人
	国保課（新電算システム導入終了）	1人
	市民課（新電算システム導入終了）	1人
	港務局（廃棄物処理事業終了）	1人（土木1）
	計	4人（土木1）
事務量減	市民課	1人
	道路課	1人（土木1）
	計	2人（土木1）
定員減等	上部支所	1人
	川東支所	1人
	土地開発公社用地課	1人
	計	3人（土木1）
その他（人事課付、消防職員の年齢構成是正等）		4人
退職不補充	保育士	2人
	運転士	2人
	調理員	1人
	司書	1人
	計	6人
減員合計		19人

※ 定員減等には、事務量査定による減も含む

(イ) 増員

増員理由	事業	担当課	人員
事業のビルト	後期高齢者医療広域事務	国保課	2人
	〃 派遣		2人
	計		4人
事務量増	駅周辺整備事業	駅周辺整備室	1人
	新予防給付事務	介護福祉課	1人
	特定検診等事務	国保課	1人
	計		3人
定員増	地域包括支援センター	介護福祉課	2人
	計		2人

その他（人事課付、消防職員の年齢構成是正等）	4人
増員合計	13人

(ウ) 差引人員

減員19人 + 増員13人 = 減員6人

③ 平成19年度から平成20年度

(ア) 減員

減員理由	担当課（退職不補充欄は職種）	人員
事業のスクラップ	市民税課（新電算システム導入終了）	1人
	国保課（老人保健事務）	2人
	ごみ減量課（最終処分場終了）	1人（土木1）
	港務局（埠頭用地造成事業終了）	1人（土木1）
	広域圏（広域圏解散）	1人
	計	6人（土木2）
事務量減	情報政策課	1人
	保健センター	1人
	最終処分場	1人
	区画整理課	3人（土木2）
	公民館（地域主導型移行）	4人
	計	10人（土木2）
定員減等	情報政策課	2人
	衛生センター	1人
	別子山支所	1人
	議会事務局	1人
	土地開発公社用地課	1人
	計	6人
その他（人事課付、消防職員の年齢構成是正等）		4人
退職不補充	保育士	4人
	幼稚園教諭	1人
	調理員	1人
	船員	1人
	計	7人
減員合計		33人（土木4）

※ 定員減等には、事務量査定による減も含む



(イ) 増員

増員理由	事業	担当課	人員
事業のビルド	特殊建築物等点検事務	建築住宅課	1人
	公民館建設事業	公民館	1人
	発達支援事務	発達支援準備室	3人
	計		5人
事務増	防災関係事務	防災安全課	1人
	電子自治体（県派遣）	（人事課）	1人
	子育て支援事務	児童福祉課	1人
	後期高齢者医療	国保課	2人
	特定検診事務		2人
	計		7人
定員増	選挙管理事務（専任増）	選管事務局	1人
	計		1人
増員合計			13人

(ウ) 差引人員

減員33人 + 増員13人 = 減員20人

(5) 今後の見込み

① 平成20年度から平成21年度

(ア) 減員

減員理由	人員
事業のスクラップ	1人
事務減	5人
定員減	2人
退職不補充	5人
その他（消防職員の年齢構成是正）	2人
減員合計	15人

(イ) 増員

予定なし

(ウ) 差引人員

減員15人 + 増員0人 = 減員15人

② 平成21年度から平成22年度

(ア) 減員

減員理由	人員
事務量減	2人
退職不補充	1人
減員合計	3人

(イ) 増員

増員理由	人員
その他（消防職員の年齢構成是正）	1人

(ウ) 差引人員

減員3人 + 増員1人 = 減員2人

